

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

26年 6月24日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 佐伯市中村南町1番1号

氏 名 佐伯市長 西嶋 泰義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0972-22-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐伯終末処理場
事業場の所在地	佐伯市西浜5番27号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道業
② 事業の規模	発生汚泥量 1,586 t/年 (平成25年度実績)
③ 従業員数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→脱水→焼却→セメント資材へ

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1, 586 t	t
	(これまでに実施した取組) 下水道の普及に併せて毎年増加していたが、脱水供給濃度等の調整及び脱水時に適正な高分子凝集剤の使用をして含水率を下げ、廃棄物の搬出の抑制に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1, 800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥濃度及び含水率の効率的な運用を図り、産業廃棄物発生量の抑制を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

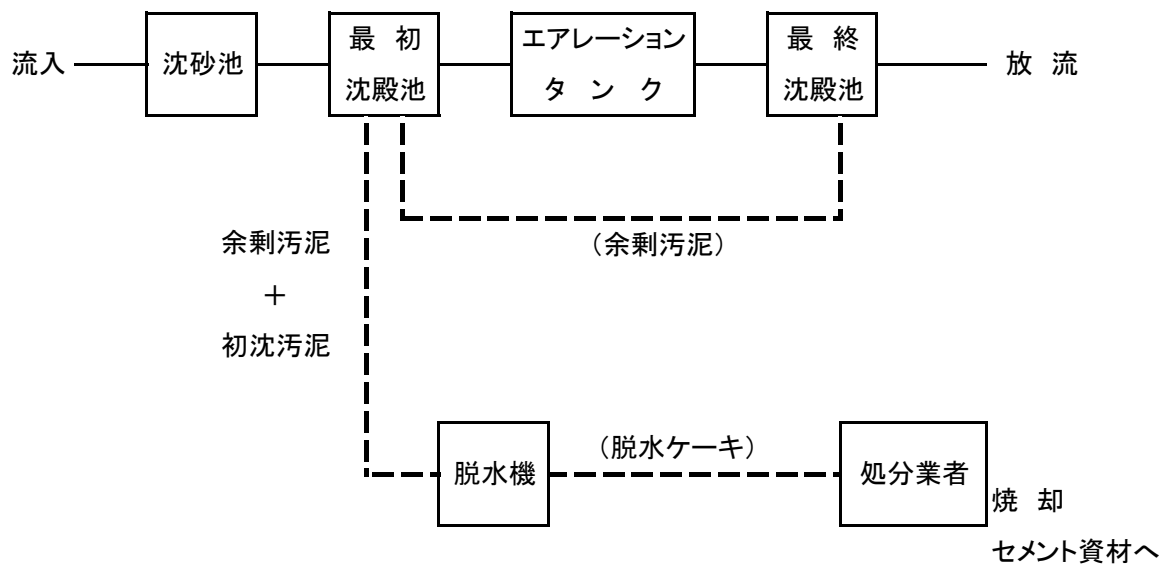
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1, 586 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥を脱水ケーキにして搬出し、焼却してセメント資源化（粘土代替品）できる委託業者に処理を委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,800 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでと同様に脱水ケーキを100%再利用できる処理業者へ委託する。		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画(別紙)

(1)事業概要

フローシート



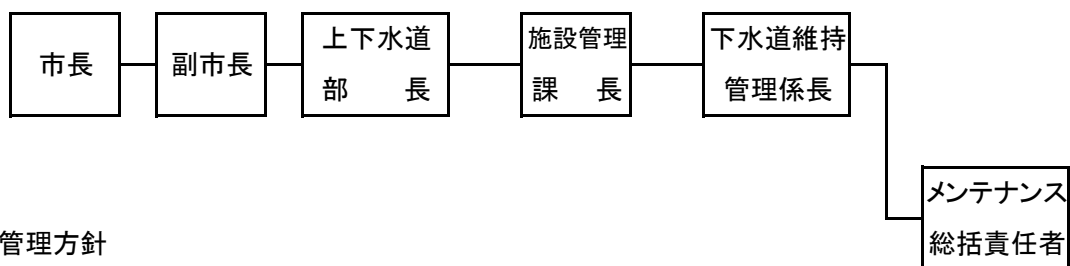
製造概要…下水処理

処理量	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(予想)
発生汚泥ケーキ量	1694	1,694	1,700	1,528	1,719	1,652	1,586	1,800

*発生汚泥ケーキ量＝年間発生量・単位トン

(2) 策定事項

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制



2 管理方針

(1) 産業廃棄物

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守する。

② 排出事業者の処理責任

排出する産業廃棄物は、現在、その全量を処分業者に処分委託しているが、収集運搬から処分に至るまで、状況を適宜追跡調査し、的確な管理に努める。

③ 教育・研修等

廃棄物の処理に関する留意事項を整理し、作業員に定期的教育・研修等を行う。

④ 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

環境関連の法令等を遵守し、地球温暖化防止のため、省エネルギーとリサイクルに努める。

廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 廃棄物処理の現状

①当処理場から排出される脱水汚泥ケーキは、平成25年度実績1,586t(平均含水率80.0%)で下水道の普及に併せて毎年増加していたが、現状処理設備での対策として脱水供給濃度等の調整及び含水率の変化により汚泥量も減少したが、年々増加傾向にある。

今後もこの傾向は継続するものと思われる。また、脱水汚泥の分析結果については下表(平成25年度)のとおり。

含有量試験(H25年度)

項目	8月	2月
水銀	0.48	0.27
カドミウム	0.7	0.4
ひ素	4.8	2.9
硫黄	1600	140000
含水率	81.2	78.2

* 単位 mg/l 及び含水率 %

溶出試験(H25年度)

項目	8月	2月
アルキル水銀化合物	ND 0.0005未満	ND 0.0005未満
水銀またはその化合物	0.0005未満	0.0005未満
カドミウムまたはその化合物	0.001未満	0.001未満
鉛またはその化合物	0.005未満	0.005未満
有機リン化合物	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	0.05未満	0.05未満
ひ素またはその化合物	0.009	0.012
シアン化合物	0.1未満	0.1未満
P C B	0.0005未満	0.0005未満

産業廃棄物の再生利用に関する事項

再利用処理工程

脱水ケーキ → キルン焼却 → 焼却灰 → セメント資材化(粘土代替品)

* 排出脱水汚泥ケーキは、全量処理業者へ処理を委託しているが、そのすべてをリサイクル活用している。